

■□ 井戸設置許可に係る手続きの流れ(事業用) □■

井戸については、完了検査を受けるまで必要な一連の手続きを行っていただく必要があります。許可書の交付を受けたあとも必要な手続きがありますのでご注意ください。

1. 井戸設置許可申請書の提出（井戸所有者様）

添付書類：土地の全部事項証明書の写し（土地登記簿謄本）、公図、井戸位置と排水計画を示す図面、揚水機のカatalog等、承諾書（半径 250m 以内の井戸所有者及び行政区長、土地所有者が井戸設置者と異なる場合は土地所有者）、理由書・計画書（地下水でなければならない理由、地下水の利用方法など）、委任状（代理人が手続きを行う場合）

2. 北杜市における審査（北杜市）

3. 地下水採取に係る協定書の締結のご協力（井戸所有者様・北杜市）

協定書（2部）に住所氏名を記入、押印の上2部とも北杜市へご提出ください。
1部を井戸所有者様用の協定書としてお渡しします。

4. 井戸設置許可書の交付（北杜市）

協定書の調印後、許可書を交付いたします。（協定の締結と同日に交付可能です。）

5. 井戸着工届の提出（井戸所有者様）

着手から14日以内に着工届を提出してください。

6. 井戸完成届の提出（井戸所有者様）

井戸完成後、速やかに完成届（添付書類は、井戸の構造を示す図面と工事写真）をご提出ください。完成検査の日程を調整します。

7. 完成検査（井戸所有者様・北杜市）

現地にて完成検査を行います。メーター等の確認も行います。

8. 揚水量の記録（井戸所有者様）

市は必要に応じ、井戸所有者様に揚水量の報告を求めることがあります。井戸使用開始後は、月毎の揚水量の記録を備えていただけるようお願いいたします。

※専用水道に該当する可能性があるため、生活環境部上下水道施設課で確認してください。

※北杜市地下水採取の適正化に関する条例及び施行規則を遵守し、共有資源である地下水を大切に利用していただけますようお願いいたします。

※北杜市では、「北杜市環境保全協力金」制度を創設し、これまでに企業をはじめ多くの皆様からの御支援をいただく中で「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全の取り組みを推進しております。協力金制度についての詳細は、政策秘書課（電話 0551-42-1127）までお気軽にお問い合わせください。